

市町村行政サービスのデジタル化について

1 現状

- マイナンバーカード保有率75%超 → 行政サービスのデジタル化・オンライン化に必要なインフラ基盤が整いつつある
- 本県の行政手続については、6年度末までに100%電子化（5年度末までに8割以上完了見込み）
- 誰もがデジタルの恩恵をより広く受けられる社会づくり → 県民に身近な市町村行政サービスのデジタル化が重要


2 県内18市町村の共同目標の設定（6年1月時点）

全市町村の共同目標設定は、全国規模で先駆的な取組

目的：県民がどこに住んでいても、デジタルの恩恵を受けられる → 県内全域（＝全市町村）の取組が必要
共同目標：全団体が基幹的サービスに関する取組を申し合わせ→各団体の取組に反映 目標年度：7年度

行政手続の電子化

（概ね6年度又は7年度まで）


・**22の事務**(=分野※)の電子化を目指す 

・市町村は、これら22事務に関する手続で、今後利用が見込まれる主要なものを各団
体で選定し、計画的に電子化

※児童手当、子育て支援、子ども預かり、特定公的給付、職員採用、選挙、財産管理、証明書、引越、税（住民税、固定資産税、軽自動車税、その他）、国民健康保険、生活保護、介護保険、高齢者医療、障害福祉、上下水道、狂犬病予防、道路占用、被災者支援

公金収納のキャッシュレス対応

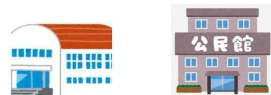
（7年度までに開始）

・行政手続の電子化に合わせて、電子申請システムで**手数料等のオンライン納付**に対応
・申請件数の多い**窓口**で、各種証明書※の**手数料のキャッシュレス納付**に対応 

※住民票の写し、戸籍謄本・抄本、納税証明書、印鑑登録証明書など

施設のオンライン予約対応

（7年度までに開始）

・**スポーツ施設、中央公民館等の会議室、キャンプ場のオンライン予約対応**を開始
（指定管理施設は次の更新までに開始）
・施設窓口やオンラインでのキャッシュレス納付も可能な限り対応 

国が電子化を必須としているは、下線部の10の事務(税(eLTAX)+引越(転出入)+その他27手続)のみ

3 県の積極的支援

全国でフォーム作成支援まで行うのは本県のみ

- ・標準的な電子申請フォームを作成し、市町村に提供
- ・市町村のデジタル化を担う外部人材の確保支援
- ・複数市町村によるシステム等の共同利用・調達 等

4 推進体制

- 「市町村行政DX推進会議」(R5.5～副市町村長で構成)
- ・各市町村内でのトップダウンによる組織的な実行体制確保
- ・共同目標設定・団体間の調整・全体の進捗管理を担う